

名護市固定資産税課税免除の地域等対象設備等の主な要件

沖縄振興特別措置法に定める下記1～4の指定地域・地区の区域内において、青色申告者が事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合、当該対象施設又は対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋等の敷地である土地に対する固定資産税を免除することができます。

※免除については期限があり、対象地域等で異なります。

1 観光地形成促進地域

対象施設

- ◎会員制施設、性風俗関連施設でないこと
- スポーツ・レクリエーション施設⇒庭球場、水泳場、スケート場、トレーニングセンター、ゴルフ場、遊園地、野営場、野外アスレチック、マリーナ、ダイビング施設、ボウリング場
- 教養文化施設⇒劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設
- 休養施設⇒展望施設、温泉保養施設、海洋療法施設、国際健康管理・増進施設
- 集会施設⇒会議場施設、研修施設、展示施設、結婚式場
- 販売施設※⇒小売施設、飲食施設 ※沖縄振興特別措置法第8条第1項の規定により沖縄県知事が指定する施設に限る。

対象設備

家屋又は構築物※1（事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店、物品販売施設）を構成する減価償却資産※2の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの

※1 対象施設の用に供する部分に限るものとし、利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設を除く。

※2 減価償却資産⇒所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。

2 情報通信産業振興地域

対象産業・事業

- 情報記録物の製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）
- 電気通信業
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- 放送業（有線放送業を含む）
- ソフトウェア業

- 情報処理・提供サービス業
- インターネット付随サービス業
- 情報通信技術利用事業

情報通信産業以外の業種に属する事業者が、情報通信技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業等（コールセンター等）

対象設備

情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備のうち、①これを構成する減価償却資産※の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの、又は、②機械・装置、器具・備品で、これらの取得価額合計額が100万円を超えるもの

※減価償却資産⇒所得税法施行令第6条第1号から第7号又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る

3 産業高度化・事業革新促進地域

◎事前に県知事の計画認定が必要。

詳しくは、公益財団法人沖縄県産業振興公社（TEL098-859-6237）

対象事業

- 製造業等（製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業）
- 産業高度化・事業革新促進事業（機械修理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、非破壊検査業、自然科学研究所、電気業※、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業）

※水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、海水温度差発電施設又は設備

対象設備：

製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、①租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは同第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備で、取得価額合計額が1,000万円を超えるもの、又は、②機械・装置、器具・備品で、これらの取得価額合計額が100万円を超えるもの

4 経済金融活性化特別地区

対象事業

○金融関連産業、○情報通信関連産業、○観光関連産業（宿泊業、娯楽業）、○農業・水産養殖業、○製造業、○その他士業等（(ア)自然科学研究所、(イ)法律事務所、特許事務所、(ウ)公認会計士事務所、税理士事務所、(エ)経営コンサルタント業）

対象設備

特定経済金融活性化産業の用に供する設備のうち、①これを構成する減価償却資産※の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの、又は、②機械・装置、器具・備品で、これらの取得価額合計額が100万円を超えるもの

※減価償却資産⇒所得税法施行令第6条第1号から第7号又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。

5 促進区域（地域経済牽引事業の促進による区域）

対象

県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受け、事業の用に供する要件を満たした固定資産。

- ・家屋及び構築物：直接事業の用に供するもの
- ・土地：上記の直接事業の用に供する家屋又は構築物の建設の着手がある土地

6 地方活力向上地域

対象

県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、東京23区から特定業務施設を地方活力向上地域（移転型事業の対象地域）に移転して整備する事業の用に供する固定資産

- ・家屋及び構築物：直接事業の用に供するもの
- ・土地：上記の直接事業の用に供する家屋又は構築物の建設の着手がある土地

◎手続き等については別紙「名護市固定資産税課税免除(税制優遇制度)のご案内」をご覧ください。

◎名護市役所のホームページにて申請書様式を入手できます。

アドレスは → <http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018071300057/>